

高松市・国分寺町合併協議会会議録
第 1 0 回 会 議

平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日 (水)

高松市・国分寺町合併協議会

高松市・国分寺町合併協議会会議録

第10回会議

1 日時

平成16年12月22日(水)午後1時30分開会・午後3時7分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	末澤進
副会長	福井則史	委員	山下義男
委員	井竿辰夫	委員	岡西定雄
委員	土井信幸	委員	綾野忠雄
委員	谷本繁男	委員	大捕宣英
委員	宮崎直	委員	柘植敏秀
委員	川染勉	委員	白井加寿志
委員	梶村傳	委員	大比賀郁夫
委員	大浦澄子	委員	池崎清子
委員	三笠輝彦	委員	松岡隆義
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 2人

委員	大橋光政	委員	千葉規美子
----	------	----	-------

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	土井信幸(委員兼務)	幹事	佐々木英典
幹事	中村榮治	幹事	川上保直
幹事	熊野實	幹事	武下文男

6 幹事会部会委員 44人

総務部会長 熊野 實
(幹事兼務)

総務部会委員
企画財政部会委員
市民部会委員 武下 文男
土木部会委員
消防部会委員
(幹事兼務)

総務部会委員 小山 正伸

総務部会委員 合田 彰朝

企画財政部会長 横田 淳一
(幹事兼務)

企画財政部会委員 井上 哲

企画財政部会委員 岸本 泰三

企画財政部会委員 草薙 功三

企画財政部会委員 森 覚

企画財政部会委員 植松 勉

企画財政部会委員 綾田 保弘

企画財政部会委員 須和 建一

企画財政部会委員 白井 文夫

企画財政部会委員
市民部会委員 植松 秀昭

市民部会委員 間島 康博

市民部会委員 久利 泰夫

市民部会委員 鎌田 良博

市民部会委員 谷本 裕己
健康福祉部会委員

健康福祉部会長 岡内 須美子

健康福祉部会委員 多田 昌永

健康福祉部会委員 川田 喜義

健康福祉部会委員 岡本 英彦

健康福祉部会委員 武上 浩一

健康福祉部会委員 藤田 正勝

健康福祉部会委員 樋本 行夫

産業部会長 田阪 雅美

産業部会委員 池尻 育民

産業部会委員 穴吹 学

産業部会委員 川西 正信

産業部会委員 山田 悟

産業部会委員
農業委員会部会委員 帯包 正夫

都市開発部会委員 氏部 幸男

都市開発部会委員
土木部会委員 富家 克彦

土木部会長 久米 憲司

消防部会長 富永 典郎

消防部会委員	黒川守	議会部会長	金子史朗
消防部会委員	矢代正己	議会部会委員	宮本弘
教育部会委員	上原直行	議会部会委員	川原譲二
教育部会委員	宮武和弘	議会部会委員	西川宏行
農業委員会部会長	溝淵收		

7 事務局

事務局長	林昇	調整班 兼計画班	松崎充宏
事務局次長	加藤昭彦	調整班 兼計画班	諏訪修司
事務局次長 (計画班事務級)	福井隆	調整班 兼計画班	秋山浩一
総務班長 兼調整班兼計画班	清野賢治	調整班 兼計画班	中村郁夫
総務班 兼調整班	森田大介	調整班 兼計画班	諏訪真史
総務班	黒淵博美	計画班	山上龍二
調整班長	清谷文孝		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第 1 7 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について
（第 8 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 8 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）
について（第 8 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 2 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について
（第 8 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 3 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）
について（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 4 号 地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 5 号 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 1 0 号）について
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 6 号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 1 3 号）について
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 7 号 一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号）について
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 8 号 消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）について
（第 9 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 9 号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について
（第 9 回会議提案：継続協議）

- 協議第30号 介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第31号 交通関係事業（協定項目第24-16号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第32号 その他の事業（市・町民褒章制度）
（協定項目第24-23号）について
（第9回会議提案：継続協議）
- 協議第33号 都市提携（協定項目第24-1号）について
- 協議第34号 コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について
- 協議第35号 障害者福祉事業（協定項目第24-6号）について
- 協議第36号 高齢者福祉事業（協定項目第24-7号）について
- 協議第37号 その他の福祉事業（協定項目第24-10号）について
- 協議第38号 保健衛生事業（協定項目第24-11号）について
- 協議第39号 商工・観光関係事業（協定項目第24-13号）について
- 協議第40号 農林水産関係事業（協定項目第24-14号）について
- 協議第41号 消防防災関係事業（協定項目第24-19号）について
- 協議第42号 学校教育事業（協定項目第24-20号）について

4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・国分寺町合併協議会第10回会議を開会いたします。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、柘植敏秀委員さんと松岡隆義委員さんのお二人をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、会議次第の3、(1)の協議事項の協議第17号地域審議会の取扱いについて及び協議第18号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、この2件につきましては、現在、国分寺町において意見調整を行っておるところでございますが、まだ集約できていないということでございますので、引き続き継続協議として、次回会議で改めて協議することといたしたいと存じますが、それでよろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

三笠委員 今、会長から御提案いただいて、それはそれで結構なんでございますけれども、前回、私もちょっと失礼をさせていただいたんですが、お聞きするところによりますと、これ、この17号、18号は、今回で3回目ですかね、これも集約ができないということでございます。

これは、今回、国分寺町との合併協議会10回目で、皆さんの御協力で、ここまでこぎつけておるんですが、これは、双方の御努力のたまものだとは思いますが、まあ、大分、時期的にも非常にせっぱ詰まってきておるという中で、2回流れて今回もということになりまして、これは、もう私ども3回目には何とかこれが実を結ぶんじゃないかという期待はしておったんですが、会長のお話のように、まだ集約されていないというこ

とでございますけれども、こりゃもう、本当に次回は必ず集約させていただくということをお願いしたいんはやまやまなんです、そのあたりは、当然、そういうお話を受けるについては、これは国分寺町さん側のお話もあわせて伺っておかなきゃ、時期的に非常に厳しい思いをするんじゃないかなろうかという懸念を抱きますので、そのあたりは町長さん、どんなんですかねえ。町長さん及び議長さんでも結構なんです。それをひとつお願いを、強いお願いをいたしたいがと、こうは思っておるんですが。

せっかくここまで来とんやのにのう。もうこれは何とか……、まあ一番そりゃあ、これは一番大事な難しい話ではあるかと思えますけれども、ひとつ、次回までには努力いただけたらというお話などをいただければ、非常に、私どもも安心をするんですけれども、ひとつよろしく。

福井副会長 17号と18号の2件の問題ですけれども、私ども執行部としては、提案されたものの実現に向かって、今まで議会にも説明をまいりました。しかし、私どもの町の合併対策特別委員会の中では、なかなか今のところ理解を得ていないんですが、今回、継続協議事項ということになりましたので、さらにまた、私どもから議会の方へお願いをしまして、再度、この問題について協議をしてほしいという旨を申し上げて、努力をしたいという気持ちで、今、持っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（増田会長） それでは、次に移らせていただきます。

協議第22号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第22号建設計画（協定項目第25号）について説明いたします。

継続協議となっております建設計画につきましては、前回の資料に重点取組み事項を追加するとともに、字句等の修正や統一を行っております。

会議資料の後にとじております附属資料その1建設計画案、こちらの36ページの方をお開きください。右肩にその1と書いております附属資料でございます。

36ページの重点取組み事項のうち、安全で安心して生活できるまちづくりの中の施策項目で四つ目の項目、防犯対策の充実の重点取組み事項として、防犯灯などの整備促進を追加するものでございます。

この建設計画につきましては、今後、住民の皆様の御意見などをお聞きいたしますとともに、委員の皆様の御意見、御要望等を踏まえ、よりよい計画になりますよう、両市町で

協議、検討の上、適宜修正を加えてまいりまして、すべての協定項目についての協議が終了した段階で意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますします。

以上、簡単ではございますが、協議第22号建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたしますします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第22号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第22号については、第11回会議において、改めて質疑、協議等を行うことといたします。

次に、協議第23号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

なお、この協議第23号から協議第32号までの10件につきましては、前回、第9回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の11ページをお開き願いたいと存じます。

協議第23号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、本日、提案内容の朗読は省略させていただきます。

なお、継続協議案件の具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、説明は省略いたします。

提案内容は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第23号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第23号についてお諮りをいたします。

協議第23号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようございますので、協議第23号は、原案のとおり

とすることを確認いたします。

次に、協議第24号地方税の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料15ページをお開き願います。

協議第24号地方税の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。

提案内容は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第24号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第24号についてお諮りいたします。

協議第24号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございます。協議第24号は、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第25号一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の22ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第25号一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。提案内容は、これも中ほどに記載のとおりでございます。

提案内容は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第25号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りをいたします。

協議第25号は、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第25号は、原案のとおりとするこ

とを確認いたします。

次に、協議第26号事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の25ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第26号事務組織及び機構の取扱いについてでございます。これも、提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第26号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

梶村委員 高松の梶村ですが、先ほど会長の方から協議第17号と18号が継続協議ということになりましたので、この地域審議会を置くかどうかという問題が継続になっているわけですね。今度、今、この26号で国分寺町役場にかわって、国分寺町に支所を置くという提案ですね、この26号は。したがって、これからの合併後の行政サービスのあり方は支所を通じてやる。同時に、住民の意見、そういうものは地域審議会と、私たち議員の扱いという点では、その定数特例を使って選出される議員の皆さんの御意見を反映して、国分寺町民の皆さんへの行政サービスをこれから提供していくという形を考えて、今提案をされております。

したがって、ここで、この項目を確認するということは、国分寺の協議会委員の皆さんから前回と前々回、提案されてきた意見の中には、合併特例区でいきたいという御意見があったわけですが、合併特例区をここに置いて、法的な、要するに、この法人格を持った町をここに配置をするということになりますと、地域審議会はやるのか、あるいは、いや合併特例区はあるわ、支所はあるわという二重の形ができるわけですね。

高松市の市役所の支所が国分寺町役場にかわってできて、その上、法人格を持った特例区を置くという形になると、他の町との整合性からいっても、そのことができないという形、できないというか、整合性を持たないということになります。

そうすると、この項目を確認するか、しても構いませんけども、するということは、合併特例区の選択肢は国分寺町側は持たないということになりますので、と私は理解しとるんですね。

そこらあたり、私の意見が間違っておれば、事務局で聞いていただいて、確かめていた

だいたらいいんですが。

だから、合併特例区を選択をするという御意思が、今、残っていますから、継続になっている以上、その選択肢があるんだったら、このところは継続にしなきゃ筋が合わない
と私は理解しております。

したがって、そのところを十分ごしんしゃくいただいおかなければならないのではないかというように思いますから、ぜひ、国分寺の皆さんにも、その点御了解いただきたいというふうに思いますね。その上で御確認されるなら、それは、また後で修正することはできますから、御確認しとつても、ああ、それはやめましよう、変更しましようと言ったっていいと思いますが、そのあたりはどうなんでしょう。ここはそういうことで確認するんでしょうか。私は少し疑義を挟みたいと思いますがね。

議長（増田会長） 事務局から、そのことについてちょっと説明をお願いします。

事務局長 事務局の立場から説明いたしますと、基本的に高松市と現在5町、塩江町とはもう終わりましたけれども、5町との協議の中で、塩江町も含め地域審議会の取扱いについて同じように提案をしておると。

そこで、国分寺町だけ合併特例区ということになりますと、地域自治組織を地域審議会
でなしに合併特例区ということになりますと、国分寺町だけ、今、御指摘があったような
二重の対応をされるということになりますと、これは住民なり、他の町の理解は得られ
ないということは、客観的にわかるのではないかなということでございますので、ただいま
の御指摘については、ちょっと言い過ぎかもわかりませんが、感情的にというか、
心理的にといいますか、理解が得られるのではないかなというか、そのとおりではないか
なというふうに思っておりますので、その点も含めて確認をされる方がいいだろうとい
うふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田会長） それじゃあ、そういうこともありますから、これも関連があるとい
うことで、引き続き継続協議というふうにした方が、整合性がとれると思いますので、そ
のような取扱いにしたいと思います。

協議第26号につきましては、次回会議において、改めて意見集約を図ることとさせて
いただきます。

次に、協議第27号一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料30ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第27号一部事務組合等の取扱いについてでございます。提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第27号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りいたします。

協議第27号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようございますので、協議第27号は、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第28号消防団の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料33ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第28号消防団の取扱いについてでございます。提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第28号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

岡西委員 国分寺の岡西でございます。

今、私どもの町には4カ所分団がありまして、消防車が4カ所に配置されておりますけれども、合併すると高松市消防団、どういうあれになるんでしょうかね。国分寺支部というか、何かどういう呼び方なるんでしょうか。おわかりになったらちょっと。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、消防部会の方からお答え申し上げます。よろしく御願いいたします。

矢代消防部会委員 御説明します。

高松市に合併しますと、高松市消防団国分寺分団というふうなことでいかせていただきたいと思います。

岡西委員 それじゃあ、今、4カ所ある分団が、国分寺で一応、国分寺分団何々支部と

か支所とかということで、現在ある屯所というんですか、そういうものは、そのまま活用することになるのでしょうか。

議長（増田会長） はい、事務局からどうぞ。

矢代消防部会委員 そのとおりでございます。何々分団第何部……、一部、二部、三部、あるいは、地名をとるかもわかりませんが、部制を敷かせていただきまして、屯所、車両その他すべては、高松市に帰属するというところでございます。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りをいたします。

協議第28号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございます。

協議第28号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第29号国民健康保険事業の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料36ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第29号国民健康保険事業の取扱いについてでございます。提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第29号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りをいたします。

協議第29号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第29号は、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第30号介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料39ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第30号介護保険事業の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（増田会長） たいま説明のありました協議第30号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、お諮りいたします。

協議第30号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございます。協議第30号は、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第31号交通関係事業についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） 会議資料42ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第31号交通関係事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） たいま説明のありました協議第31号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、お諮りをいたします。

協議第31号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第31号は、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第32号その他の事業（市・町民褒章制度）についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料45ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第32号その他の事業（市・町民褒章制度）についてでございますが、提案内容につきましては、ページ中ほどに記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（増田会長） たいま説明のありました協議第32号について、御質問等ござい

ましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りいたします。

協議第32号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第32号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第33号都市提携についてを議題といたします。

なお、協議第33号から協議第42号については、会議規程に基づき、原則として、本日の会議では提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第11回会議で改めて質疑等を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしく願います。

それでは、事務局から順次説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第33号都市提携について御説明を申し上げます。

本日の資料のうち、附属資料でございますが、右肩にその3と表記いたしております附属資料でございます。附属資料（新規提案分）と書いております。こちらをごらんいただきたいと存じます。

その3は新規提案分の附属資料でございますが、表紙の目次でございますように、ページ数で165ページほどございます。非常に案件、項目が多うございますので、説明の都合によりまして、両市町に大きな違いのある点を中心に、ポイントを絞って説明をいたしますので、この点、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、附属資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。

都市提携のうち、まず、国外都市との提携でございますが、高松市では、記載のように国外の3都市と提携を行っておりますが、国分寺町では、該当がございませんことから、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。

国内都市との提携でございます。

両市町の現況でございますが、高松市では、滋賀県彦根市など3都市と都市提携を行っております。

一方、国分寺町でございますが、現時点では都市提携を行っておりませんが、現況欄に

記載しておりますように、平成12年の第1回全国国分寺サミット以降、栃木県の国分寺町と交流を続けておりまして、本年の9月議会で友好都市締結の議決をし、当初10月29日に調印式を予定いたしておりましたが、台風の災害復旧等によりまして調印式が延期されたという経緯がございます。なお、都市提携予定先の栃木県国分寺町につきましては、来年10月に近隣の2町と合併し、下野市となる予定でございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

なお、会議資料に記載しております提案内容も、ただいまの調整内容と同じ内容でございますので、本日は会議資料の説明は省略させていただきます。

以上で協議第33号都市提携についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第33号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第33号については、次回、第11回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第34号コミュニティ施策についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、ただいまの附属資料の5ページをごらんいただきたいと存じます。

コミュニティ施策のうち、まず、自治会活動推進事業について御説明申し上げます。

現況でございますが、1の自治会の概要に記載のとおり、高松市では、校区ごとに35の連自治会を組織いたしております。一方、国分寺町につきましては、連自治会は組織されておられません。

また、単位自治会数、加入世帯総数、加入率につきましては、資料に記載のとおりでございます。

なお、2の自治会活動支援補助及び3の自治会加入・結成促進奨励につきましては、高

松市のみでございませぬ。

対応策でございませぬが、高松市の制度に統一する。ただし、合併時まで、国分寺町地域において、連合自治会の組織化を促すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、6ページをござんたいだきたく存じます。

地域コミュニティ推進事業でございませぬが、高松市では、現況欄に記載のとおり、地域コミュニティ構築支援事業、まちづくりアドバイザー設置事業、地域まちづくりサポーター制度の三つの事業により、地域コミュニティの推進を図っております。

一方、国分寺町には同様の制度がございませぬことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、7ページをお開き願いたたく存じます。

広報紙等配布業務でございませぬ。

現況でございませぬが、高松市では、基本的には、市から委託された業者が自治会長宅へ広報紙を宅配する形で、月2回、広報紙を各世帯に配布いたしております。1回1世帯当たり5円の配布手数料を支払っております。

また、広報紙配布時の傷害保険の経費として、連合自治会連絡協議会に対しまして、傷害保険料の相当額を補助いたしております。

一方、国分寺町でございませぬが、職員が自治会長宅に広報紙を宅配する形で、月1回、広報紙を配布いたしておりますが、各自治会の世帯数に応じて配布手数料を支出いたしております。

なお、広報紙配布時の傷害保険については該当がございませぬ。

調整案でございませぬが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、8ページをござんたいだきたく存じます。

地域ふれあい交流事業でございませぬ。

両市町ともこの事業を実施いたしておりますが、記載のとおり、市町間で内容及び補助限度額に差異がございませぬ。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、9ページをござんたいだきたく存じます。

防犯灯設置等補助事業でございませぬ。

現況のうち、まず、1の防犯灯新設工事等でございませぬが、高松市では、新設工事、白

熱防犯灯から蛍光防犯灯への切替工事、さらには、防犯灯の移設・補修工事を行う際に、記載のような内容で補助を行っております。

一方、国分寺町におきましても、記載のような内容で補助を行っておりますが、このうち切替工事につきましては、助成制度がございません。

次に、10ページの2の防犯灯維持管理でございますが、高松市では、蛍光防犯灯等の管球類を交換する際に、要した経費の全額を補助しているほか、補助基準に基づき電気料金についても補助をいたしております。

一方、国分寺町では、管球類の交換につきましては、町で実施いたしておりますが、電気料金の補助は行っておりません。

このように、現在、両市町では補助基準、補助率等が異なっておりますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

安全で安心なまちづくり推進でございます。

高松市では、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るため、高松市安全で安心なまちづくり推進協議会を推進母体とし、昨年9月に施行いたしました高松市安全で安心なまちづくりに関する条例の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、市民に周知するなどの啓発活動を実施いたしております。

一方、国分寺町でも、同事業は実施いたしておりますが、推進体制がございません。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次の12ページの高松市ボランティア・市民活動センターにつきましては、高松市のみの施設、制度でございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

消費者行政の推進でございます。

現況でございますが、高松市では、消費者行政の推進を図るため、13ページから14ページにかけて記載のとおり、消費者ウィーク事業を初めとする、各種の啓発、情報提供事業等を行っております。

一方、国分寺町におきましても、5の消費者生活相談事業、6の消費生活関係情報提供、8の消費者団体連絡協議会等活動支援の事業を実施いたしておりますが、市町間でその事業内容に差異がございます。

対応策といたしましては、高松市の制度に統一する。国分寺町の消費者団体については、

高松市消費者団体連絡協議会への統合を促すこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

集会所等設置補助事業でございますが、現況のうち、3の補助率等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

以上で協議第34号コミュニティ施策についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第34号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第34号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第35号障害者福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、附属資料17ページをお開き願いたいと存じます。

まず、障害者手帳の交付でございますが、現況のうちで、1の身体障害者手帳の交付につきましては、高松市では、中核市として市で審査、決定し、交付をいたしておりますが、国分寺町では、香川県へ進達いたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、18ページをごらんいただきたいと存じます。

支援費等の支給・変更決定業務でございますが、両市町とも同様の内容で実施しておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、19ページをお開き願いたいと存じます。

この19ページの育成医療等負担費用助成事業及び次の20ページの補装具給付費用負担額助成事業でございますが、これにつきましては、高松市のみの事業でございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

訪問入浴サービス事業でございますが、現況のうちで、1の事業内容に市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

心身障害者（児）扶養共済掛金助成事業でございますが、現況のうち、2の対象者及び3の助成額におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、23ページをお開き願います。

23ページの障害者（児）社会参加推進事業と、次の24ページの手話奉仕員養成事業、次の25ページの手話奉仕員等派遣事業、26ページの福祉タクシー設置補助事業、そして27ページの身体障害者パソコン教室事業、28ページの在宅重度心身障害者訪問診査事業、これらの六つの事業につきましては、国分寺町では実施いたしておりませんことから、いずれも「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、29ページをお開き願います。

障害児（者）地域生活支援（レスパイトサービス）事業利用料助成事業でございますが、国分寺町では、障害児（者）等の社会生活への適応能力を向上させ、介護する家族の負担軽減を図るため、記載のような助成事業を実施いたしております。

調整案といたしましては、「障害児（者）地域生活支援（レスパイトサービス）事業利用料助成事業については、合併時における現利用者で、県からの事業所への補助期間内の助成に限り、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

障害者福祉施設整備利子補給事業でございますが、現況のうちで、5の利子補給利率等に市町間で相違がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において、国分寺町が利子補給している対象事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと存じます。

心身障害者医療費助成事業でございますが、現況欄に記載しております1の助成対象者、2の助成内容及び3の助成方法、いずれにおきましても、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

以上で協議第35号障害者福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第35号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第35号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第36号高齢者福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、33ページをごらんいただきたいと存じます。

33ページの高齢者と地域の交流事業及び次の34ページの高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業でございますが、高松市のみの事業でございますことから、いずれも「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、35ページをごらんいただきたいと存じます。

敬老会事業でございますが、現況のうちで、1の対象者、3の運営方法及び4の開催場所におきまして、市町間で相違がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

老人介護支援センター事業でございますが、この事業は、地域型支援センターと基幹型支援センターの二つの事業に大別され、このうち、1の地域型支援センターは、地域における要介護高齢者の実態把握や在宅介護に関する相談などを行う事業でございます。

この地域型支援センターにつきましては、の運営方法におきまして違いがございますが、高松市では、社会福祉法人や医療法人等に事業の運営を委託いたしておりますが、国分寺町では、直営で運営をいたしております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、地域型支援センターの委託化に伴い、国分寺町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとするとし、調整案は「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、37ページをお開き願いたいと存じます。

敬老祝品贈呈事業でございますが、現況のうちで、1の対象者、4の祝品の内容及び5の贈呈方法に市町間で違いがございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、38ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者訪問事業でございますが、両市町では対象者等に相違がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、39ページをごらんいただきたいと存じます。

高齢者生きがいデイサービス事業でございますが、現況のうちで、1の対象者、5の利用回数及び6の費用負担におきまして、市町間で違い、差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

軽度生活援助事業でございますが、資料には、在宅高齢者の自宅での援助という視点から、両市町で実施しております類似事業を記載いたしております。

現況のうちで、2のサービス内容、3の実施方法、5の利用回数・時間及び6の費用負担に、市町間に差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、41ページをごらんいただきたいと存じます。

老人福祉施設整備事業利子補給でございますが、この事業は、社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から資金の貸し付けを受けて、福祉施設の整備を行った場合に、利子の一部を補給する事業でございますが、1の対象にございますように、高松市では、新規事業への利子補給を平成15年度から廃止をいたしております。

また、5の利子補給利率につきましても、市町間で違いがございます。

また、6のその他に記載しておりますように、国分寺町では、社会福祉法人国分寺福祉会に係る社会福祉・医療事業団からの借り入れに対する元金及び利子相当額全額を助成いたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において国分寺町が利子補給している対象事業については、国分寺町の現行の利子補給利率を適用する。」としたところでございます。

次に、42ページをごらんいただきたいと存じます。

老人福祉施設整備事業資金貸付でございますが、この事業は、社会福祉法人に対する老人福祉施設整備事業資金（用地取得資金）に係る資金の貸付事業でございます。

現況のうちで、2の貸付対象事業、3の償還期間、5の貸付限度額及び貸付利率におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において国分寺町が貸付している対象事業については、現行のとお

り引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、43ページをお開き願います。

老人クラブ活動促進事業でございますが、現況のうちで、3の補助内容につきまして、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。国分寺町老人クラブ連合会については、高松市老人クラブ連合会への統合を促すとし、調整案は記載のとおりの内容といたしております。

続きまして、44ページをごらんいただきたいと存じます。

シルバー人材センター運営費補助事業でございますが、3の補助内容に相違がございます。

対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。国分寺町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促すとし、調整案は記載のとおりの内容でございます。

続きまして、45ページをごらんいただきたいと存じます。

国分寺町老人福祉センターでございますが、現況欄に記載のとおり、国分寺町老人福祉センターと高松市における同種の老人福祉センターである高松市ふれあい福祉センター勝賀と比較いたしますと、施設、開館日等、管理運営形態、そして使用料及び利用対象者に、市町間、施設間で違いがございます。

調整案でございますが、「国分寺町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。ただし、使用料及び利用対象者については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の同種の老人福祉センターである「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取り扱うものとする。」としたところでございます。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと存じます。

46ページの高齢者と施設の交流事業、そして次の47ページの高齢者入浴助成事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

次に、48ページをごらんいただきたいと存じます。

家族介護教室事業でございますが、実施内容、実施回数ともに市町間で違っております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

以上で協議第36号高齢者福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第36号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第36号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第37号その他の福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、50ページをお開き願いたいと存じます。

まず、遺族団体事業補助でございますが、高松市のみの制度でございまして、調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、51ページをお開き願います。

戦争犠牲者追悼式でございますが、両市町では、開催日等におきまして差異がございしますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、52ページをごらんいただきたいと思います。

民生委員・児童委員活動事業でございますが、現況のうち、1の委員数及び3の活動費等におきまして、市町間で差異がございします。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。国分寺町地区の民生委員数については、現行のとおりとする。国分寺町推薦委員会は高松市の地区推薦準備会として取り扱うこととし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、53ページをごらんいただきたいと思います。

特定患者援護事業でございますが、この事業につきましては、国分寺町では実施いたしておりません。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと思います。

原子爆弾被爆者援護事業でございますが、両市町とも同じ内容でございますことから、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、55ページをごらんいただきたいと思います。

災害援護関係でございますが、現況のうちで、1の災害時緊急物資備蓄事業の備蓄状況、そして6の小規模災害見舞金におきまして、その内容において市町間で違いがございします。

また、5の小規模災害弔慰金につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、57ページをお開き願いたいと存じます。

57ページのふれあいのまちづくり事業補助及び次の58ページの地域福祉計画につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、59ページをお開き願います。

社会福祉協議会運営補助等事業でございますが、現況のうち、3の補助内容と4の委託事業内容におきまして、市町間で差異がございます。

また、右上の問題点・課題の欄に記載のとおり、二つ目の項目でございますが、法律によりまして、一自治体においては、一つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっております。

調整案でございますが、「社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、61ページをごらんいただきたいと存じます。

61ページの障害者小規模作業所助成事業と62ページの福祉資金貸付金利子補給事業につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、63ページをお開き願いたいと存じます。

紙おむつ給付事業でございますが、対象者と所得要件、給付方法等に差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、64ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉タクシー事業でございますが、まず、1の障害者福祉タクシー助成事業につきましては、助成対象者、助成内容、助成方法におきまして、市町間で差異がございます。

また、次の65ページの高齢者福祉タクシー助成事業につきましては、国分寺では実施いたしておりません。

調整案といたしましては、64ページにございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、66ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉電話等貸与事業でございますが、1の障害者福祉電話等貸与事業につきましては、国分寺町では実施いたしておりません。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、67ページをお開き願います。

介護見舞金支給事業でございますが、市町間では、対象者、所得要件及び支給額に差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、68ページをごらんいただきたいと存じます。

緊急通報装置貸与等事業でございますが、両市町では、貸与の内容及び通報システムに差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、69ページをお開き願います。

住宅改造助成事業でございますが、両市町では、2の対象者と3の居住要件、4の所得要件、5の対象工事及び6の助成金額等の、いずれにおきましても差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、70ページをごらんいただきたいと存じます。

福祉金等支給事業でございますが、両市町では、2の福祉金等の種別の欄に記載しておりますように、福祉金等を支給いたしておりますが、その支給額、対象者等について差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、72ページをごらんいただきたいと存じます。

寝たきり高齢者等寝具乾燥等事業でございますが、現況のうちで、対象者、事業内容及び費用負担につきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で協議第37号その他の福祉事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第37号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第37号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第38号保健衛生事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、74ページをお開き願います。

74ページの医事監視指導及び次の75ページの介護老人保健施設整備及び指導監査等につきましては、資料に記載しておりますとおり、高松市では、中核市として市において実施いたしておりますが、国分寺町では、現在、香川県が同様の業務を実施いたしております。

対応策といたしましては、いずれも、高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

次に、76ページをごらんいただきたいと存じます。

介護老人保健施設の設置・運営でございますが、国分寺町の現況欄に記載しておりますように、国分寺町では、町が介護老人保健施設「こくぶんじ荘」を設置し、運営いたしております。

調整案でございますが、「介護老人保健施設「こくぶんじ荘」については、高松市に引き継ぐ。」としております。

次に、77ページをお開き願います。

地域保健推進でございますが、資料に記載のとおり、両市町では、地域保健対策を推進しておりますが、2と3でございますように、その推進組織において違いがございます。

対応策でございますが、高松市の地域保健推進協議会において、国分寺町地域を含めた活動を行うものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、78ページをごらんいただきたいと存じます。

健康づくり推進プランでございますが、資料に記載のとおり、両市町では、それぞれ健康づくり推進プランを策定しておりますが、計画の内容及び推進体制に違いがございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、国分寺町の現行のプラン「健康国分寺21計画」を踏まえ、国分寺町地域を含めた計画に改訂するものとするとし、調整案といた

しましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、79ページをごらんいただきたいと存じます。

79ページから80ページにかけての営業許可等につきましては、中核市として高松市が実施している業務でございます。

同様に、81ページの監視・指導・講習等から、飛びますが、84ページの食中毒予防推進につきましても、中核市として高松市が実施している業務でございます。

続きまして、85ページをお開き願います。

公衆浴場施設改善事業等助成でございますが、これは高松市のみの事業でございます。

次に、86ページをごらんいただきたいと存じます。

狂犬病予防でございますが、狂犬病予防法に基づく予防注射と犬の登録管理につきましては、両市町共に実施しているところございまして、その内容に一部差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、87ページをごらんいただきたいと存じます。

野犬対策でございますが、1の野犬等の捕獲・保護・抑留につきましては、高松市では、中核市の事務として市が実施をいたしております。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、88ページをごらんいただきたいと存じます。

犬猫不妊去勢手術費補助事業でございますが、両市町とも同内容でございますことから、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、89ページをお開き願います。

89ページのエイズ予防・相談指導事業から、かなり飛びますが、98ページまで、98ページの精神障害者社会復帰支援等事業までの五つの事業につきましては、一部、町において実施している事業もございますが、その他は、中核市として高松市が実施している事業でございます。

続きまして、100ページをごらんいただきたいと存じます。

100ページの保健センター施設・機能でございますが、1の施設の概要にございますように、高松市では平成6年7月に、国分寺町では平成5年4月に、それぞれ保健センターが設置されておりますが、設置の経緯や3の機能のうちの併設機能に市町間で違いがございます。

調整案といたしましては、「国分寺町保健センターについては、市町村保健センターと

して高松市に引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、101ページをごらんいただきたいと存じます。

予防接種でございますが、現況のうち、一部の予防接種の実施方法が異なるほか、インフルエンザ予防接種の自己負担額に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、102ページをごらんいただきたいと存じます。

母子健康教育でございますが、現況欄に記載のとおり、市町間で実施内容の違いがございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、103ページをごらんいただきたいと存じます。

妊婦・乳幼児健康診査でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町で各種の健康診査等を実施いたしておりますが、実施しております健康診査が異なっているほか、実施方法につきましても市町間で差異がございます。

なお、現在、国分寺町で実施しております1歳6カ月児の健康診査、3歳児の健康診査、ことば相談及びこども相談につきましては、高松市が集団検診のため、高松市の制度に統一すると、高松市の保健センターで実施することになります。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域における1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域における1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、104ページをごらんいただきたいと存じます。

健康教育・健康相談でございますが、1の健康まつりの実施内容及び2の骨粗しょう症予防教室の実施内容等に、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、国分寺町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとする。国分寺町で実施している骨粗しょう症検診については、骨密度測定による予防事業として実施するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、105ページをお開き願います。

105ページから106ページにかけましての健康診査・がん検診でございますが、各種のがん検診におきまして、実施方法、自己負担額等におきまして市町間で違いがございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町で実施している胃がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

次に、107ページをお開き願います。

機能訓練でございますが、現況のうちで、対象者と実施回数に違いがあります。

また、国分寺町では、町のバスによる送迎を行っております。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町で実施している機能訓練については、現行のとおり実施するものとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとするとし、調整案といたしましては、「国分寺町で実施している機能訓練については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

次に、108ページをごらんいただきたいと存じます。

地域保健組織でございますが、市町間で組織等に違いがございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。国分寺町地域において、地区保健委員会及び地区献血推進協議会の組織化を促すものとする。国分寺町の食生活改善推進協議会については、高松市の食生活改善推進協議会への統合を促すものとする。国分寺町愛育会については、自主グループとして取り扱うものとするとし、調整案は「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、109ページをごらんいただきたいと存じます。

初期救急医療でございますが、資料に記載のとおり、高松市では、夜間急病診療、休日歯科診療補助事業及び夜間救急歯科診療補助事業を実施いたしておりますが、国分寺町では実施いたしておりませんことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上で協議第38号保健衛生事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第38号について、御質問、御意見

等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第38号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第39号商工・観光関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、111ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、中小企業指導団体等育成について御説明いたします。

現況のうち、1の中小企業指導団体補助でございますが、高松市では、条例等に基づき高松商工会議所、高松市山田商工会など七つの団体に対し、助成を行っております。

一方、国分寺町におきましても、条例に基づき国分寺町商工会など二つの団体に補助金を支出いたしておりますが、補助の対象、補助内容に市町間で差異がございます。

対応策でございますが、商工会については、速やかな統合を促す。国分寺町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討を行うものとする。国分寺町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。」としております。

続きまして、112ページをごらんいただきたいと存じます。

中小企業勤労者福祉制度でございますが、これは高松市のみ制度でございます。

続きまして、115ページをごらんいただきたいと存じます。

115ページは、企業誘致推進でございますが、これも高松市のみ制度でございます。

次に、116ページをごらんいただきたいと存じます。

中小企業等融資制度でございます。

現況のうち、まず、1の審査委員会でございますが、高松市では、現在、融資案件に係る審査委員会を設けておりません。

また、2の中小企業融資及び4の同和対策小規模企業融資につきましては、融資金額等の内容におきまして市町間で違いがございます。

また、3と5の融資制度は、高松市のみの制度でございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、118ページをごらんいただきたいと思います。

計量検査事業でございますが、高松市では、中核市として市が実施いたしておりますが、国分寺町におきましては、県が同様の業務を行っております。

対応策でございますが、高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。国分寺町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとするとし、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、119ページをごらんいただきたいと思います。

勤労者住宅融資資金貸付制度でございますが、この制度につきましては、高松市では、新規融資者への単年度利子補給のための預託制度であるのに対しまして、国分寺町の制度は、金融機関との協調融資の預託制度でございまして、償還中の融資に係る預託の継続が必要となりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時まで償還を終えていない国分寺町の制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引き続き実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、120ページをごらんいただきたいと思います。

商品券事業でございますが、国分寺町では、町における商工業の振興及び活性化を図るため、記載のような内容で商品券を発行いたしております。

対応策でございますが、国分寺町の商品券事業については、合併時に廃止する。ただし、発行済みの商品券は、当該有効期限まで使用できるものとするとし、調整案は、「国分寺町の商品券事業については、合併時に廃止する。」としたところでございます。

次に、121ページの高松テルサ運営事業につきましては、国分寺町には該当ございません。

次に、122ページの観光振興計画でございますが、国分寺町では計画を策定しておりませんことから、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、123ページをお開き願いたいと存じます。

観光イベント振興事業でございます。

高松市では、さぬき高松まつりなど四つの観光イベントの実施に対して補助を行っております。

一方、国分寺町におきましても、国分寺町まつり、国分寺町冬のまつりの二つの観光イベントの実施に対し補助を行っております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。国分寺町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。」としたところでございます。

続きまして、125ページをお開き願います。

観光協会等の育成でございます。

現況のうち、1の観光協会等でございますが、高松市では、財団法人高松観光コンベンション・ビューローが観光及びコンベンションに関する事業を実施しておりますが、国分寺町では、国分寺町観光協会が記載のような事業を実施しております、市町からそれぞれ補助を行っております。

対応策でございますが、国分寺町観光協会については、合併時に廃止し、財団法人高松観光コンベンション・ビューローにおいて、国分寺町地域を含めた観光事業を実施するよう協議するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

なお、次の126ページの観光施設運営等事業及び127ページの競輪運営事業につきましては、高松市のみの制度でございます。

以上で協議第39号商工・観光関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第39号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第39号につきましても、次回会議で意思集約を図ることいたします。

次に、協議第40号農林水産関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、129ページをお開き願います。

まず、財産区事務について御説明申し上げます。

1の名称等でございますように、高松市は五つの財産区、国分寺町では一つの財産区がございますが、4の議員等報酬・費用弁償及び5の議員等の公務災害補償におきまして差異がございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、130ページをごらんいただきたいと存じます。

水田農業構造改革事業でございます。

1の地域水田農業推進協議会につきましては、両市町とも協議会を設置しておりますが、水田農業構造改革交付金について、推進作物に違い、差異がございます。

次に、131ページの2の集落実行組合長手当でございますが、積算方法及び現地確認時報償において差異がございます。

また、3の景観作物推進事業につきましては、国分寺町のみの事業でございます。

調整案でございますが、130ページに記載しておりますように、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

次に、132ページをごらんいただきたいと存じます。

農業団体育成事業でございます。

1の生活研究グループ、2の認定農業者連絡協議会及び3の農業後継者グループにつきましては、両市町でその内容に違いがございます。

次に、133ページの4の水稻種子消毒事業及び5の農業機械銀行につきましては、国分寺町のみの事業でございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、132ページでございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町が実施している、水稻種子消毒事業及び農業機械銀行に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、134ページをごらんいただきたいと存じます。

園芸団体育成事業でございます。

134ページから137ページにかけて、両市町の現況を記載しておりますが、このうち、134ページの1の盆栽団体に対する補助につきましては、両市町共に実施をいたしております。

また、2の日本盆栽協会国分寺支部から、ページ飛びまして、136ページの7にございます大平・国分パイロット組合までは、国分寺町のみの補助事業でございます。

逆に、8の園芸特産振興協議会から137ページの11の花卉研究会、ここまでは高松市のみの補助事業でございます。

恐れ入りますが、134ページにお戻り願いたいと存じます。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町が実施している、盆栽団体及び日本盆栽協会国分寺支部に対する補助は現行のとおりとし、みかん部会、果樹研究同志会、さつき会、雑木盆栽部会及び大平・国分パイロット組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

次に、138ページをごらんいただきたいと思います。

農園整備事業でございます。

現況のうち、運営方法におきまして、市町間で差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

次に、139ページをお開き願います。

有害鳥獣駆除事業でございますが、現況のうちで、2の市・町単独事業につきましては、国分寺町のみ、イノシシ等の被害防除事業として、イノシシ等捕獲団体に対し助成金を交付いたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町が実施しているイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、140ページをごらんいただきたいと思います。

140ページの森林組合育成等事業と、次の141ページの林道整備事業につきましては、国分寺町におきましては該当がございません。

次に、142ページをごらんいただきたいと思います。

農林施設でございますが、現況欄にございますように、国分寺町には、1の盆栽集出荷施設及び2の新居宮池親水公園と二つの農林施設がございますが、調整案といたしましては、「高松市に引き継ぐものとする。」としております。

次に、143ページをごらんいただきたいと思います。

水産振興でございますが、高松市のみの制度でございます。

次に、145ページをごらんいただきたいと思います。

土地改良事業でございます。

土地改良事業につきましては、高松市では、土地改良区及び共同施行体が事業主体となり実施しております。それぞれの事業区分によりまして、市が補助金を支出いたしております。

ますが、国分寺町では町が事業主体となり、受益者から負担金を徴収して事業を実施いたしております。

また、国・県等補助事業及び市・町単独事業におきまして、その補助率に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。国分寺町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの間の土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、146ページをごらんいただきたいと存じます。

香川用水事業でございますが、維持管理費賦課金につきましては、高松市は、関係土地改良区が負担しているのに対しまして、国分寺町では、町が負担をいたしております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。ただし、維持管理費賦課金の負担者については、土地改良区の設立も視野に入れて、合併時までに調整するとし、調整案も趣旨の内容といたしております。

続きまして、147ページをごらんいただきたいと存じます。

地籍調査事業でございますが、両市町とも調査事業は終了いたしておりますが、地籍管理として、国分寺町では、修正マニュアルを作成しておりません。

対応策でございますが、国分寺町の地籍調査の成果を引き継ぐといたしております。

次に、148ページの中央卸売市場運営事業は、高松市のみの事業でございます。

以上で協議第40号農林水産関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第40号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第40号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第41号消防防災関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、150ページをお開き願いたいと存じます。

常備消防でございますが、現況欄でございますように、国分寺町では、高松市に消防業務を委託いたしております。

次に、153ページをお開き願います。

153ページの国分寺町の現況欄にございますように、国分寺町では、高松市に消防業務を委託しております綾上町、綾南町、国分寺町の3町で綾歌東部消防事務協議会を設置し、共同で事務を処理いたしております。

恐れ入りますが、150ページにお戻り願います。

この常備消防の調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、154ページをお開き願いたいと存じます。

防災団体等でございますが、1の防火団体等及び2の自主防災組織につきましては、市町間でその内容に違いがございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、155ページをお開き願います。

地域防災計画でございますが、両市町とも地域防災計画を策定いたしておりますが、内容等におきまして違いがございます。

対応策でございますが、地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに国分寺町地域を含めた計画に見直すこととし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、156ページをごらんいただきたいと存じます。

防災行政無線でございます。

両市町の現況でございますが、2の施設のうち、移動系無線につきましては、周波数などに違いがございます。

また、同報系無線につきましては、国分寺町では、昭和60年度に施設整備を行い、本年度に更新を行っております。なお、高松市では、現在、整備を検討中でございます。

また、3の戸別受信機でございますが、国分寺町では、事業所を除き、町内在住者に対して無償で貸与いたしております。

調整案でございますが、「国分寺町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。戸別受信機の経費負担については、合併時まで調整するものとする。」としております。

以上で協議第41号消防防災関係事業についての説明を終わります。よろしくお願いを

いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第41号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第41号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第42号学校教育事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、158ページをお開き願います。

公立学校管理業務でございます。

両市町の現況は、資料に記載のとおりでございまして、調整案は、「国分寺町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、159ページをお開き願います。

学校給食でございます。

まず、1の調理・配送方法でございますが、高松市では、記載のような箇所の調理場におきまして、小学校、中学校の給食を調理し、業者委託により配送しておりますが、国分寺町では、単独調理場3カ所におきまして、幼稚園、小学校、中学校の給食を調理し、職員が配送いたしております。

また、2の給食費、3の献立作成方法及び4の給食材料購入方法につきましても、市町間で差異がございます。

また、5の幼稚園給食は、国分寺町のみで実施しておりますのでございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の学校給食及び幼稚園給食については、国分寺町の調理場において実施するものとする。給食の配送方法については、現行のとおり実施するものとするとし、調整案も同趣旨の内容といたしております。

続きまして、160ページをごらんいただきたいと存じます。

奨学制度等の支援制度でございます。

1の奨学制度のうち、奨学金支給制度は、高松市のみの制度でございます。

また、次の奨学金の貸付制度におきましても、市町間で内容に違いがございます。

次に、2の要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業につきましては、支給内容に違い

がございますほか、国分寺町では、町単独分は支給いたしておりません。

次に、3の特殊教育児童・生徒就学奨励事業につきましても、その支給内容におきまして違いがございます。

以上、両市町の現況を踏まえた調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域の奨学金貸付については、合併時において制度の適用を受けている者に限り、高等学校、大学等の修学年限に相当する期間、支給するものとする。」としたところでございます。

続きまして、161ページをお開き願いたいと存じます。

保護者負担軽減対策でございます。

現況のうちで、162ページの3の第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成及び5の大学等教育資金融資制度利用者利子補給につきましては、高松市のみの制度でございます。

また、6の修学旅行等補助につきましては、国分寺町のみの制度でございます。

なお、その他の項目の4の児童生徒副読本支給費、次の163ページの7の中学校新人・総合体育大会及び8の学校行事等参加補助につきましては、両市町共に実施しておりますが、その補助内容等におきまして差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域における修学旅行等補助については、合併年度は現行のとおりとし、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、164ページをごらんいただきたいと存じます。

学校教育指導でございます。

現況のうちで、2の英語指導助手派遣の英語指導助手配置状況・派遣回数におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、165ページをお開き願います。

公立幼稚園につきまして御説明いたします。

現況のうち、1の幼稚園授業料、2の幼稚園授業料の納付方法等、3の園児募集方法及び5の定員におきまして、市町間で差異がございます。

また、4にございますように、国分寺町では、園区を設けております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。国分寺町地域の園区は、現行のとおりとする。」としております。

なお、上側の対応策の最後に、なお書きとして記載しておりますように、学級定員の取扱いについては、合併時に在園中の者が卒園するまでは、現行のとおり継続するものとするをいたしております。

以上で協議第42号学校教育事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第42号について、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第42号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

（2）高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他の（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について及び（2）の高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について、一括して事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明申し上げます。

本日、会議資料の別紙としてお配りいたしております1枚物の資料、合併協定項目の協議状況という資料をごらんいただきたいと思います。

この資料は、各合併協議会の協定項目の協議状況を整理いたしましたものでございます。

真ん中あたりにございます、この高松市・国分寺町合併協議会でございますが、太い枠で囲んでおります。本日、新規に10項目提案いたしました。残りは、この表からいたしますと、合併の期日を含めて11項目程度になります。

なお、個々の内容の説明につきましては、恐れ入りますが、省略させていただきます。

協議状況については、以上でございます。

続きまして、会議の開催予定について御説明申し上げます。

会議資料の一番最後のページ、裏側でございますが、76ページをごらんいただきたいと存じます。

(2)の会議の開催予定でございますが、次回、第11回会議につきましては、現在のところ、日程を調整中でございます。

日程が決まり次第、委員の皆様にお知らせをいたしますとともに、ホームページへの掲載などによりまして、周知をいたしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは、以上でございます。

議長(増田会長) 事務局からの説明は、以上のとおりでございます。

この際、せっかくの機会でございますので、皆様方の方から何か御発言がございましたら承ります。

どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。お世話さまです。

冒頭からも17号、18号ですか、に関しては継続協議ということになりましたけれども、先ほど副会長の町長さんの方からも次回までには、努力される旨の、というお話がありました。

今、事務局のお話伺ってありましたら、日時が未定ということでございます。おしりがどうか、期限が迫っていることでもありますので、私どもとしては、次回というのは、いつごろのことを想定しておけばよろしいのかしらと素朴に思うんですけれども、ちょっとその辺の、何というか、可能性がある目途というか、めどというか、されているところがあれば、日時のところをよろしく願います。副会長の方から願います。

福井副会長 まあできるだけ早く、という気持ちは持っておるんですけれども、何とも言えませんが。

森谷委員 何とも言えませんが、私ども、待つ身といたしましては、いつぐらいを目途にしとけば、考えたらいいのかなというふうにも思うんですけれども、例えば、何日とは申しませんが、いつの上旬とか、なんとかという大体の大まかな目途、先ほど私が申し上げましためどはいかがでしょうか。

福井副会長 まあ1月の上旬とさせていただきます。

それまでには、私どもは一生懸命努力をします。

森谷委員 了解いたしました。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、以上で本日の会議日程は終わりました。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・国分寺町合併協議会第10回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 3時07分 閉会

会議録署名委員

委員

柘植敏秀

委員

松岡隆義